

平成25年度包括外部監査結果報告書の概要

【監査の概要】

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

① 監査対象

徳島県企業局に関する事務の執行全般について

② 監査対象機関

徳島県企業局

③ 監査の対象とした期間

平成24年度。ただし、必要に応じて平成23年度以前及び平成25年度も監査の対象とした。

3 監査を実施した期間

平成25年7月1日から平成26年3月24日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 山本 啓司

② 包括外部監査人補助者

弁護士 森本 健夫

公認会計士 井関 勝令

【監査結果報告の概要】

第1 指摘・意見の内容

I 電気事業

1 人件費の配分

(問題点)

企業局の職員の人件費は、実際に従事した時間の割合に応じてそれぞれの会計に配分するのではなく、人ごとに電気事業あるいは工業用水道事業のいずれか一方のみに属するものと擬制し配分している。

しかし、この処理では実態との乖離が発生してしまううえ、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。

(意見)

人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。

2 退職給与引当金

(問題点)

企業局では、退職時に企業局で所属している職員の退職金全額を企業局にて負担することになっている。この処理では、知事部局と人事交流があった場合には本来負担すべき退職金が正しく負担されないこととなり、地方公営企業の独立採算制に反する結果となってしまう。

また、退職給与引当金は必要額に比べて大幅な計上不足となっており、会計処理上問題であるばかりか、四国電力との売電価格設定も過小となっている。

さらには、退職給与引当金の計上方法は工業用水道事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

(意見)

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。

企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識

し、新地方公営企業会計基準のみではカバーできない問題について適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。

また、四国電力との売電価格改定時には適正な退職給与金を前提とした改定がなされるよう交渉すべきである。

3 修繕引当金

(問題点)

修繕引当金の計上方法は工業用水道事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

(意見)

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。

新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上するべきである。

4 他会計への貸付金

(問題点)

他会計への貸付金について、極めて低い金利で貸付しているものがあり、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。

また、低利での貸付であるにもかかわらず、伺い書等に金利の算出方法等が記載されていないものがあつた。

(意見)

他会計への貸付金について、地方公営企業では独立採算制が要求されることに鑑み、適正な金利の設定を行うべきである。

また、低利での貸付について、その算出方法、根拠の記載がされていない伺いが見受けられたが、今後はそのようなことがないようにすべきである。

5 各種報告書

(問題点)

作業報告書の記載内容を確認したところ、適式な方法、手続によらずに加筆、訂正等をしているものが散見された。また、整理、管理の状況も良好とはいえない。

さらに、機械等設備の修繕の要否について、客観的な基準が存在しないものもある。

(指摘)

企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等に写真を添付する場合には、その写真は報告書等の内容に応じて必要とされる鮮明さを確保すべきである。さらに、報告書等については統一的な整理、管理を心掛けるべきである。

企業局は、機械設備等の修繕の要否については、電気系統の設備以外についても客観的な基準を設けるべきである。

6 個別契約について

① 長安ロダム資料館業務（委託契約）

（問題点）

長安ロダム資料館業務については、合理的な理由がないにもかかわらず一者随意契約を行っている。

また、委託業務の内容からして過分の人件費を負担している。

さらには、具体的な資料の展示状況からすれば、資料館が有効活用されているかは疑問である。

（意見）

資料館の業務委託の一者随意契約は速やかに見直すべきである。基本的には競争原理の働く方法による契約とすべきであるが、少なくとも相見積もりをとるなどして契約金額の妥当性を客観的に裏付ける手続は取るべきである。

資料館の人件費負担について、那賀町に応分の負担を求めるべきである。

資料館が来館者にとって魅力的なものになるように、展示内容を見直すなど、資料館の有効な利活用を再検討すべきである。

② 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）

（問題点）

坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽の清掃及び保守点検業務については、合理的理由がないのに、平成23年度まで同一業者との間で長期にわたり一者随意契約が締結されていた。

平成24年度からは2者に相見積もりを依頼したが1者が辞退し（後記③吉野公舎の浄化槽の清掃及び保守点検業務の契約業者）、結局、一者随意契約になっている。

（指摘）

坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もともと、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経っていないと考えられる状態が続く場合に

は、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。

③ 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）

（問題点）

吉野公舎の浄化槽の清掃及び保守点検業務についても、合理的理由がないのに、平成23年度まで同一業者との間で長期にわたり一者随意契約が締結されていた。

平成24年度からは2者に相見積もりを依頼したが1者が辞退し（上記②坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽の清掃及び保守点検業務の契約業者）、結局、一者随意契約になっている。

（指摘）

吉野公舎浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もともと、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経していないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。

④ 産業廃棄物の処分業務（委託契約）

（問題点）

産業廃棄物の処分業務については、合理的理由なく長期にわたり一者随意契約をしている。

また、平成22年度からは見積合わせ随意契約によっているが、相見積もりを依頼する業者が少なく、しかも毎年辞退する業者が出て、平成21年度以前と同一の業者と契約することになってしまっている。

（意見）

見積合わせ随意契約により契約を締結するにしても、相見積もりを依頼する事業者数が少ないと競争原理が機能しにくくなる上、辞退する事業者が現れた場合には一者随意契約となってしまう。これでは価格競争原理は機能せず、経済合理性の観点から不適切である。

産業廃棄物の処分業務に関しては、上記問題点を解消するための具体的な方策を講じて、実質的な価格競争を確保し、経済合理性の追求を意識すべきである。

⑤ 川口ダムゲート制御装置保守業務（委託契約）

（問題点）

川口ダムゲート制御装置保守業務については、制御装置の設計製作者であるということを理由に一者随意契約を行っており、経済合理性の追求がされていない。

本件制御装置を設置する段階で、問題点を十分に検討できていない。

(意見)

制御装置など、以後に保守が必要となる設備を新たに設置あるいは交換などする場合には、その時点で設計製作者以外の業者も保守点検業務に参入できるように配慮をすべきである。

また、すでに設置してしまっている現在の制御装置についても、別の業者にて保守点検をすることが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、契約金額が客観的に妥当であることを裏付けるような方策を具体的に検討すべきである。

⑥ 追立ダム取水口監視業務（委託契約）

(問題点)

追立ダム取水口監視業務については、合理的理由がないのに長期にわたり特定の個人と一方随意契約を締結している。

(指摘)

追立ダム取水口監視業務については、価格競争の働かない一方随意契約は経済合理性の観点から回避すべきで、本業務においても入札あるいは見積合わせ契約により契約を締結すべきである。

⑦ 日野谷発電所主配電盤一式製造請負契約（物品購入契約）

(問題点)

日野谷発電所主配電盤一式製造請負契約については、一般競争入札とされていたが、入札したのは落札した1者のみであり、しかも、入札の基準価格を算出するための見積もりを提出したのは、落札業者の前身となる業者であった。

(意見)

本契約については、その価格の大きさに鑑みても、是非とも競争原理が働く方法によって契約締結がなされるべきであった。企業局は、本契約において入札者が1者にとどまった原因を十分に調査、検討し、今後はこのような事態が生じないように、具体的な対応をとるべきである。

⑧ 静電浄油機購入（物品売買）

(問題点)

静電浄油機購入については、以前、製造業者から随意契約により直接購入したことがあったが、その時に比べ本件一般競争入札による売買契約では、契約額が高額になっている。

県内企業へ優先発注する形態の一般競争入札の形式を取り、2回に分けて一般競争入札を行ったが、2回とも県内の特定業者のみが入札することになった。

(指摘)

静電浄油機購入については、一般競争入札の形式を取っているものの、実際には1者しか入札に参加しておらず、価格競争原理が働いていない。実際に締結された契約額を見ても、メーカーとの一者随意契約よりも明らかに高額となっており、価格競争原理が働いていないことが裏付けられている。

結局、県内企業への優先発注は、今回のケースについて言えば結果的に特定の企業に対する利益にしかかかっていないというほかはなく、直ちにこの状況を改善する方策を検討する必要がある。

具体的には、価格競争原理が働かず契約金額が不合理に高額になってしまうことが見込まれる契約については、県内企業への優先発注にこだわらず、広く県外の業者も入札資格を認めるなど、入札方法を十分に検討し、価格競争原理の機能する一般競争入札にすべきである。

⑨ 川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定（委託契約）

(問題点)

川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定についての委託契約については、長期にわたり指名競争入札により契約が締結されているにもかかわらず、毎年同一業者が落札し続けており、不自然である。

また関係各資料を見る限り、指名業者が毎年同じである。

(意見)

落札業者が長期に渡って同じ業者のままの状態が継続する場合には、その原因を十分に調査、検討し、具体的な対応をとるべきである。

少なくとも、指名業者を追加、あるいは変更するなどの対応はなされるべきである。

7 地域振興事業・水源かん養事業

(問題点)

地域振興事業・水源かん養事業に、平成24年度3699万円もの予算が投じられているが、予算を効率的に活用するという意識が十分ではないと感じられる面がある。

(意見)

企業局は、地域振興事業あるいは水源かん養事業の実施にあたって、事業の具体的な必要性、継続性、事業あるいは補助対象事業における支出の具体的な必要性、支出額抑制の可能性などを十分に検討し、経済合理性を意識して、効率的な事業の実施を心掛けるべきである。

8 四国電力の設備

(問題点)

各発電所内に四国電力が所有管理する設備があるが、使用許可の手続がとられていない。

(指摘)

各発電所内の四国電力所有管理にかかる設備については、使用許可の手続を経るべきである。

9 土地取得の手続

(問題点)

電気事業会計には、平成24年度末時点で合計19,228.91㎡、評価額3,102,619円の未登記の土地があり、この未登記の状態は極めて長期間にわたって固定している。

(意見)

企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。

現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。

II 工業用水道事業

1 人件費の配分

(問題点)

企業局の職員の人件費は、実際に従事した時間の割合に応じてそれぞれの会計に配分するのではなく、人ごとに電気事業あるいは工業用水道事業のいずれか一方のみに属するものと擬制し配分している。

しかし、この処理では実態との乖離が発生してしまううえ、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。

(意見)

人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。

2 退職給与引当金

(問題点)

企業局では、退職時に企業局で所属している職員の退職金全額を企業局にて負担することになっている。この処理では、知事部局と人事交流があった場合には本来負担すべき退職金が正しく負担されないこととなり、地方公営企業の独立採算制に反する結果となってしまう。

また、退職給与引当金は必要額に比べて大幅な計上不足になっている。

さらには、退職給与引当金の計上方法は電気事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

(意見)

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。

企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、同基準のみではカバーできない問題についても適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。

3 修繕引当金

(問題点)

修繕引当金の計上方法は電気事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

(意見)

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。

新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上するべきである。

4 作業報告書

(問題点)

作業報告書の記載内容を確認したところ、適式な方法、手続によらずに加筆、訂正等をしているものが散見された。また、整理、管理の状況も良好とはいえない。

(指摘)

企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等については、統一的な整理、管理を心掛けるべきである。

5 個別の契約について

① 吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事
(問題点)

吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事については、契約金額が高額であるにもかかわらず、一者随意契約を締結している。経済合理性からは価格競争原理を働かせるべきであった。

(意見)

本件のガスタービン発電機補修工事については、本来一般競争入札によって契約を締結するべきであり、それがどうしてもできないとしても見積もりなどの次善の策を取るべきであった。

② 吉野川北岸工業用水道 管路復旧工事
(問題点)

吉野川北岸工業用水道管路復旧工事については、管路事故(漏水)という緊急事態が発生したため、一者随意契約によったとしている。しかし、競争入札を行う時間的余裕がないほどの緊急事態だったのか、記録が別々に保管されているために判断ができない。

(意見)

競争入札が実施できないような緊急性があったか検証するために、過去の事実が検証できるよう作成した資料を統一的に整理、管理すべきである。

③ 吉野川北岸工業用水道 事業用地除草業務(委託契約)
阿南工業用水道 事業用地除草業務(委託契約)

(問題点)

本件各事業用地除草業務については、合理的な理由がないにもかかわらず、長期にわたり同一業者と一者随意契約を結んでいる。

(指摘)

本件業務委託についても、経済合理性の観点から、見積もり合わせ随意契約若しくは競争入札による契約締結がなされるべきである。

特に、本件業務委託のように長期にわたって同一の相手と一者随意契約を締結することは、できる限り避けるべきである。

④ 阿南工業用水道 防潮遮水壁補修業務(委託契約)
(問題点)

阿南工業用水道防潮遮水壁補修業務については、本件業務の必要性を指摘した団体と一者随意契約が締結されているが、競争入札を行う余裕がなかったのか、契約の内容が客観的に妥当であったのか疑問が残る。

(指摘)

本件業務委託についても、経済合理性の観点から、あるいは客観的な公正性を確保する観点から、競争入札による契約締結がなされるべきであった。

⑤ 吉野川北岸工業用水道泥土処理業務

(問題点)

本件処理業務については、処理するために稼働させる機械の運転・管理について設備に精通した専門技術が必要であるが、本件処理業務の委託業者が、当該機械を製造・納入した会社の子会社ということで、本件機械の仕様、特性を熟知し適切な運転・管理を行えと、毎年一者随意契約を締結している。

しかし、契約金額も相当な金額となっているし、一者随意契約は経済合理性の観点からなるべく回避されなければならない契約である。たとえ本件機械が特殊な機械であったとしても、全国的にみれば1者しか適切な運転・管理ができないものではないはずである。

また、製造・納入した業者の関係業者しか適切な運転・管理ができないような機械を発注したことも問題である。

(意見)

本件業務委託については、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結がなされるべきである。

⑥ 吉野川北岸工業用水道取水口監視業務（委託契約）

(問題点)

本監視業務は長期にわたり特定個人との間で一者随意契約が締結されているが、委託契約を締結するのに他に適切な者が一人もいないとは考えられない。

また、本監視業務について、企業局によるチェック態勢も十分ではない。

(指摘)

本件業務委託についても、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結、あるいは相見積もりによる契約締結がなされるべきである。

そして、本業務の履行状況については、もっと具体的な報告の提出を求めるなど、実質的な確認ができるように検討すべきである。

⑦ 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）

(問題点)

吉野川北岸工業用水道取水場、吉野川北岸工業用水道浄水場、阿南工業用水道、阿南公舎の各浄化槽の清掃及び保守点検業務について、阿南工水、阿南公舎の各業務は、2者が辞退したため一者随意契約となり、また吉野川北岸工業用水道取水場は3者、吉野川北岸工業用水道浄水場は2者による見積もりで決めており、価格競争がほとんど働かない状態で契約を締結している。

(意見)

随意契約を締結するにあたり、相見積もり金額を依頼する業者があまりに少なくなっている状況に鑑み、事業を実施しうる業者数が増えるように各自治体と協議し、あるいはその他具体的な対応を検討すべきである。

⑧ 吉野川北岸工業用水道 取水口堆積土砂除去業務（委託契約）

（問題点）

本件業務委託契約では、指名競争入札により契約が締結されており、指名業者が11者であったが、多数の業者が辞退し、1者が入札を欠席したことにより、2者によって入札が行われている。多数の業者が入札を辞退した理由については不明であり、少なくとも、所管課はこの理由について具体的な調査等を実施した様子はない。

また、指名業者が特定地域に集中しているが、地域性を重視するとしても、本件のように狭い特定地域に限定することに合理的な理由はない。

ところで、本件業務委託契約は、追加業務委託契約が締結されているが、適切な時期に入札を実施していれば本件追加業務委託契約は必要なかったと考えられる。

（意見）

指名競争入札で、十分な競争を確保できないと想定される場合には、地域性にこだわらずにその周辺他地域にある事業者も対象にして指名競争入札を実施すべきである。特に本件では、指名業者の範囲を地域的に限定しすぎていると思われるところ、指名業者の対象範囲の見直しをする必要がある。

また、入札の実施時期については、不必要な費用が発生することがないように適切な時期に実施すべきである。

⑨ 吉野川北岸工業用水道 配水管路連結地質調査業務（委託契約）

（問題点）

本調査業務では、調査業務中に漏水事故が発生したため、追加で企業局のみが出費を必要とされ、変更契約が締結されている。本件漏水事故は不可抗力であり、業務の監督・指示をしていた企業局のみが負担し、業者側は負担しないことになったとのことである。企業局の現地状況の把握、指示内容に問題があったと言わざるを得ず、企業局は、今後このような事態が生じないよう、責任の所在を確認するとともに具体的な再発防止策を検討すべきである。また、協議、検討の経過をとどめた記録は、適切に保管されるべきである。

なお、本件業者は建設工事審査委員会でペナルティーが科されているが、業者側へのペナルティーが相当であったのか疑問で、むしろ、このような形式を取ったことで企業局内部の責任の所在が曖昧になってしまったのではないかが懸念される。

⑩ 吉野川北岸工業用水道 撫養川水管橋管路調査業務（委託契約）
（問題点）

本件契約は、工事途中に変更契約が締結され追加で費用負担が生じている。

その理由として、まず安全監視船が追加されたことにあるが、追加の必要性を具体的に検討した形跡はうかがえないし、当時の検討状況についての記録が残っておらず、検証できない。入札時の予定と異なりのちに安全監視船を増やすのであれば、そのことから生じる追加の業務委託料についても、客観的な理由がなければ事業者が負担すべきである。次に、追加の費用負担の理由として水管橋調査が1日延伸したことについても、どれくらいの日数が必要かは、事前に工事現場の状況を確認すれば、事業者に分かったはずであり、突発的な事態が生じた様子もない本件において、調査期間が延伸されることについての合理的な理由はない。

（指摘）

上記問題事例⑩においては、工事当時の交渉等の経過を記録した資料が残されておらず、また上記問題事例⑨では統一的に保管されていないために、当時の経過を事後的に検証することが困難になっている。よって、契約変更に関係する事実についてはきちんと記録し、かつ適切に保管しておくべきであった。

また、追加業務によって企業局が費用負担をする事態はできる限り回避すべきであって、現地調査や事前の入札条件の確認、業務中の指示などを慎重に行い、かつ追加業務の要請に対してはその要否をきちんと検討すべきであるが、企業局にはその意識が希薄である。特に、安全監視船の追加は必要性があったか否か判然とせず、地元関係団体の言いなりで追加したと評価されてもやむを得ない。

6 未売水

（問題点）

吉野川北岸工業用水道、阿南工業用水道に未売水があり、企業局自身もあい路として認識しているが、従前とは異なる新たな努力を試みた形跡はない。

（意見）

企業局は、新たな効果的な努力を試みることにより、新規の契約を締結し、あるいは契約水量を増加するなどして、速やかに未売水を解消すべきである。

7 未収金

（問題点）

工業用水道事業において、水道料金の支払いを滞納しているユーザーが存在しているにもかかわらず、適切な管理を怠り、水道料金を回収していない事案が見られた。

(指摘)

未収金債権の管理をもっと厳格にすべきであり、弁護士など法律専門家と緊密に連携し、回収手続を確実に進める必要がある。

他方で、回収可能性がないと見込まれる債権については、速やかに債権放棄をして管理の負担の軽減化を図るべきである。

8 土地取得の手続

(問題点)

工業用水道事業会計には、平成24年度時点で合計611,000㎡、評価額241,410円の未登記の土地があり、この未登記の状態は極めて長期間にわたって固定している。

(意見)

企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。

現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。

III 土地造成事業

1 土地造成事業の独立採算制

(問題点)

企業局の職員の人件費は、すべて電気事業と工業用水道事業で計上されており、土地造成事業では一切計上されていない。

(意見)

電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。

2 西長峰工業団地の賃貸借について

① 西長峰工業団地のリース料について

(問題点)

西長峰工業団地のリース料は、分譲価格に比して極めて低く設定されており、独立採算制が要求される企業局の土地造成事業のリース料として妥当とはいえない。

(意見)

リース料は分譲価格と均衡を保つように設定すべきであり、客観的な議論を経ないままリース料を調整する形で誘致施策を実施することは適当では

ない。

② 西長峰工業団地リースの契約保証金の減額について

(問題点)

西長峰工業団地リースにおいて、契約直前に要領の改正を行い、大幅に契約保証金を減額しているが、その経緯については強い疑問が残る。

(意見)

交渉当初に企業側から企業立地にあたって契約保証金の減額を条件とした提示があったのならまだしも、そのような事情もないのに契約直前に企業局の不利益になるように変更したのは問題である。

③ 西長峰工業団地リースにあたっての土地造成改良工事について

(問題点)

西長峰工業団地リースにおいて、借入人の希望に基づく土地造成改良工事の費用を全額企業局が負担している。

(意見)

リース料に反映することなく全額企業局負担で土地造成改良工事を行ったのは疑問である。

誘致施策として必要であると考えるのであれば、客観的な議論を経たうえで実施されるべきであった。

3 個別の契約について

(問題点)

西長峰工業団地の除草作業については、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、入札を実施することなく一者随意契約を締結している。

また、西長峰工業団地の巡回監視についても一者随意契約を締結している。

(指摘)

西長峰工業団地の除草作業の委託契約については、企業局自身による競争入札の実施を検討し、仮に不利な部分があるのなら企業局の入札手続を見直すべきであった。

また、巡回監視の委託契約については、相見積もりを取るなどして経済合理性を追求する、あるいは契約の妥当性を示す手続をとるべきであった。

4 未登記土地の問題

(問題点)

西長峰工業団地内には、登記簿上私人の名義のまま残されている土地がある。

この部分が不自然にへこんでいるため、一つの区画がいびつな形状となっている。

(意見)

企業局は、不動産の取得、処分にあたっては所有権移転登記を確実に行うよう徹底すべきである。

企業局は、阿波市と連携し、西長峰工業団地に残っている未登記土地について、具体的な解決に向けた検討をすべきである。

5 代替地残地の問題

(問題点)

土地造成事業では、未処分のまま残っている代替地の残地がある。

また、阿南市柳島町の土地は、土地造成事業で保有しながら、工業用水道事業が無償で使用している。

(意見)

代替地残地については、なお継続して処分することを検討すべきである。

阿南市柳島町の土地については、工業用水道事業への売却等、会計の独立性に適う処理を検討すべきである。

IV 駐車場事業

1 藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者制度

① 各指摘・意見とそれに対する措置、同措置に対する意見

(問題点)

平成20年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置の状況を確認したところ、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられているものがある反面、形式的な措置にとどまっていたり、措置の内容が不十分なものが見受けられた。

(意見)

形式的な措置にとどまっていたり、措置の内容が不十分なものについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置を講じるよう再検討すべきである。

② 指定管理者が発行するサービス券の取扱いについて

(問題点)

指定管理者は、回数券、時間駐車券及び定期駐車券等のサービス券の発行を行うことが出来るが、その取扱いについては、不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。また、指定管理期間終了後のサービス券の取扱いについての文書は存在しない。

(指摘)

サービス券の取扱いについては、不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。管理期間終了後のサービス券の取扱いについて、指定管理者との間で早急に合意内容を確認する書面を交わすとともに、今後の募集にあたっては募集要項等でサービス券の取扱いを明記すべきである。

③ 変動納付金について

(問題点)

各事業年度の利用料金収入が、事業計画書で示した各年度の利用料金収入を上回った場合は、上回った金額の50%を「変動納付金」として企業局に納付することになっているが、利用料金収入は恣意性の介入する余地のある収入ベースを採用している。

また、駐車場サービスの提供に係る対価としての補償金を支払っているが、変動納付金の算定にあたって利用料金収入として取り扱われていない。

(指摘)

変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は、収入ベースではなく実際利用ベースとすべきである。

また、指定管理者に支払った補償金について、実態は利用料金収入と同一視できるものであるにもかかわらず変動納付金の対象となる利用料金収入としていないのは不当である。今後はこのようなことがないようにすべきである。

2 駐車場事業の独立採算制

① 人件費の配分について

(問題点)

企業局の職員の人件費は、すべて電気事業と工業用水道事業で計上されており、駐車場事業では一切計上されていない。

(意見)

電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。

② 藍場町地下駐車場の地下部分の利用料について

(問題点)

企業局は徳島県知事部局が所有している土地の地下部分を利用して、駐車場事業を営み、事業収益を上げているが、当該地下部分について、徳島県都市公園条例第15条(使用料の減免)の規定による減免を受け、その結果権利設定の対価あるいは利用料は支払われていない。

(意見)

独立採算制の観点を踏まえて利用料について適正な対価の支払を再検討すべきである。

3 財団法人徳島県企業公社清算時の手続

① 徳島県企業公社が発行したサービス券の処理について

(問題点)

徳島県企業公社は、駐車場の指定管理期間に発行したサービス券のうち未利用となっているサービス券が相当数存在しているにもかかわらず、何らの措置が講じられることなく残余財産を確定させ、清算終了させた。

(意見)

企業局は、徳島県企業公社解散時に、債務を含めて慎重に残余財産を検討すべきであった。

② 清算終了時の処理について

(問題点)

清算終了時に決算報告書が作成されているが、資産、負債の計上もれがあった。

また、誤った日付で清算終了登記が行われた。

(意見)

企業局は、徳島県企業公社を所管する団体として、徳島県企業公社の清算終了が、法令等に基づき正確に行われるよう、残余財産を正確に記載した決算報告書の作成や未払金の処理、正確な日付による清算終了登記について必要な指導等を行うべきであった。

V 各事業に共通する問題

1 個別の契約について

① 単価契約（健康診断）

(問題点)

健康診断については、一者随意契約を長年にわたって継続している。

(意見)

健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。

② 単価契約（ガソリン）

(問題点)

ガソリンについては、企業局自体は単価契約を締結していない。知事部局が随意契約にて締結した業者から、企業局も事実上同じ条件にて購入している。

(指摘)

ガソリン給油については、直ちに企業局自らが単価契約を締結するべきである。

ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。

③ 総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務

(問題点)

総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務については、平成11年度から今

日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している。

(意見)

平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、見積業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。選定業者の要件を徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」に登録されている徳島市内に所在する事業者に限定する必要はなく、もっとその範囲を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。

④ 総合管理事務所浸水対策概略設計業務

(問題点)

総合管理事務所浸水対策概略設計業務について、一者随意契約により契約が締結された。

(指摘)

価格競争により経済合理性を追求するという観点から、本件については一者随意契約ではなく、競争入札を実施すべきであった。

⑤ 局有車両の整備管理業務

(問題点)

局有車両の整備管理業務について、平成12年度より元県職員であるYと一者随意契約が長期にわたり締結されている。また、関係各資料によれば、契約金額の算定方法は月3日出勤を前提に月額23,400円で積算しているが、Yが実際にひと月の間に少なくとも3日間出勤して業務に従事したことを客観的に裏付ける資料はない。

(指摘)

本件委託契約においては、複数の業者からの相見積もりを取る、あるいは競争入札を実施することにより、価格競争を経た上での契約とするべきである。

契約締結後には、業者に対して日報などの記録を提出させるなど、具体的に実施した業務の内容を確認すべきである。

⑥ 総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務

(問題点)

総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務について、平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している。

(意見)

平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、指名業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。総合管理事務所は徳島市中心部に位置しており、徳島県

内いずれの場所からも比較的交通の便が良いことからすれば、指名選定業者の地理的要件を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。

2 入札手続等

① 指名競争入札における指名業者の選定

(問題点)

指名業者の選定は地区割りに基づいて行われているが、入札参加業者数が少なく十分な競争が確保されていない例が散見された。

(意見)

現在の地区割りに基づく指名業者の選定では、十分な競争を確保できない可能性がある。地区割りの見直しを含め、十分な競争が確保されるような指名業者の選定方法に改めるべきである。

② 測量、建設コンサルタント業務等の入札方式

(問題点)

工事については、原則として、設計金額1000万円以上の工事は一般競争入札で執行されるが、測量、建設コンサルタント業務等については、設計金額2000万円以上の業務は一般競争入札で、1000万円以上2000万円未満の業務については指名競争入札または一般競争入札で執行されている。ただし、企業局では1000万円以上2000万円未満の業務について一般競争入札を実施したことはないようである。

(指摘)

測量、建設コンサルタント業務についても、1000万円以上の業務については一般競争入札により執行するようにすべきである。

③ 当初から契約期間の延伸が予定されている契約

(問題点)

工事・委託業務契約の中には、契約期間の延伸が当初から予定されているにもかかわらず、当初は年度内の期間で契約を締結し、その後契約期間を次年度まで延伸している契約が散見される。

(意見)

当初から契約期間の延伸が行われる予定の契約については、入札公告等でも予算繰越の決定を条件として契約期間が延伸される旨を明記すべきである。また、本来債務負担行為の議決を経るべきものについては、予算繰越の決定ではなく、債務負担行為の議決を経るべきである。

3 財産管理

① 公舎

(問題点)

企業局が管理している公舎の中には、使用していない公舎、必要性が低い公舎が存在している。

(意見)

使用していない公舎、必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分すべきである。

直ちに処分することが困難な事情がある公舎についても、具体的な処分の検討を進めていくべきである。

② 現物管理の状況

(問題点)

現在の現物管理の手続には、非効率な面が見受けられるとともに、現物管理の結果を会計上反映する手続がとられていない。

(意見)

現在の現物管理の手続を見直し、効率的な手続に改めるとともに、備品については実地照合の結果が会計上も反映されるようにすべきである。

4 研修費

(問題点)

企業局では、様々な研修、講習を履修あるいは受講しているが、研修の要否について統括安全衛生委員会や労働安全衛生推進者会において議論しているとするが、それはすべての研修についてなされているわけではない。

また、研修の際に配布された資料や参加者が作成したはずの報告書が画一的に保管されていない。

(意見)

研修については、そのすべてについて要否を具体的に検討をすべきである。

研修の成果について、企業局自身が画一的に保管し、管理すべきである。

5 各種書類

(問題点)

伺い書の記載内容を確認したところ、適式な方法、手続によらずに加筆、訂正等をしているものが散見された。

(指摘)

企業局は、伺い書等の重要性を十分に意識し、訂正その他記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。特に、物品購入の必要性、契約方法の選択についてきちんと検討し、これを具体的に記載すべきである。

第2 監査の結果及び意見の総括

1 徳島県企業局の事務全般の状況と問題点

企業局の事務は、全般的に良好である。企業局の実施する事業はいずれも黒字であり、継続して健全な財政を保っており、非常に望ましい状態にある。

他方で、外部監査人の目から見れば、問題があると思われる傾向がいくつか認められた。

具体的には、

- ① 各事業の会計あるいは知事部局の会計との間の処理が厳密でない
- ② 契約締結その他支出における経済合理性の意識が十分ではない
- ③ 一部の事務処理が粗雑になっている
- ④ 従来の状態を漫然と継続している

などの傾向がある。

2 各問題傾向について

① 会計間の処理

企業局は、知事部局との定期的な人事交流があり、その主な事務は徳島県庁内にて執行されるなど、知事部局と密接な関係がある。また、各事業については企業局という一つの組織が実施しているため、各事業はより一層密接な関係が生じている。

このような状態の中、知事部局と企業局との間で、また各事業間で、会計を厳密に分離するのが困難であることは否めない。

しかし、独立会計が原則となっている以上は、その趣旨を没却しないようできる限り会計を独立させ、合理的な会計処理を目指すべきである。

この点、

- 1) 人件費及び退職給与引当金の負担が各事業会計の間で合理的に配分されていないこと
 - 2) 退職給与引当金の負担が知事部局との間で合理的に配分されていないこと
 - 3) 電気事業による他会計への貸付において、極めて低い金利での貸付がなされている例があるが、その際に慎重な手続がとられていないこと
 - 4) 土地造成事業にて管理する土地を工業用水道事業で使用していること
- など、複数の点で厳密さに欠け、あるいは合理的とはいえない状況がある。

今一度、独立会計の原則を強く意識し、可能な限り会計の独立を追求すべきである。

② 経済合理性の意識

企業局が実施するのは公営企業であり、営利のみを追求するべきではないものの、基本的には経済合理性を意識した契約締結、支出を心掛ける必要がある。

この点、

- 1) 必ずしも相見積もりや入札が不可能とはいえないと思われるのに一者随意契約が継続されている例が複数あること
- 2) 他に入札者がいない、指名業者が辞退した、見積もり依頼を辞退したなどの事情により、実質的な競争入札あるいは相見積もりがなされていない例や、その状況が継続している例、同一業者との契約が継続している例が複数あるものの、その原因に対する十分な調査あるいは具体的な対応策の検討がなされていないこと
- 3) 入札が実施できなかった経緯や追加業務等を依頼するに至った経緯についての記録が不十分あるいは統一的に管理されていない例、追加業務等の依頼に合理性がないと思われる例があること
- 4) 工事契約は1000万円以上を一般競争入札としているのに対して、測量、建設コンサルタント業務については2000万円以上を一般競争入札として2000万円未満は指名競争入札とし、競争原理の働きにくい方法によって契約締結をしていること
- 5) 四国電力との売電価格交渉に当たって、本来適正であると思われる退職給与金よりも低い額を前提としており、その結果企業局側に不利になっていること
- 6) 地域振興事業あるいは水源かん養事業に対する支出に際して、事業の具体的な必要性、継続性などにつき、十分な検討がなされているのか疑問があること
- 7) 駐車場事業において、以前の指定管理者交付のサービス券の使用に対する補償金について、変動納付金の対象となる利用料金収入としていないこと
- 8) 土地造成事業においてリース契約を締結するにあたって、リース料を低廉に設定し、契約保証金を減額し、企業局の負担で土地改良工事を実施しているところ、企業誘致施策としてならともかく、土地造成事業としての支出には疑問があり、またその支出について客観的な議論がなされていないこと
- 9) 研修について、少なくともその一部については要否を検討することなく支出をしている様子がかがわれ、また研修の成果の画一的な保管がなされていないこと

など、経済合理性の観点から問題があると思われる状況が複数ある。

外部監査人としては、企業局の説明する、県内企業優先や地元業者の育成、地域振興事業・水源かん養事業の必要性を否定するつもりは毛頭ない。しかし、上記状況はそもそもそれらの必要性では説明できない、あるいはそれらの必要性を加味してもバランスを欠いているとの感を拭えないものである。

基本的には経済合理性を追求すべきであるとの意識を持って、改めて契約締結、支出のあり方を見直すべきである。

③ 粗雑になっている事務処理

企業局の事務処理は基本的には問題ないが、一部において粗雑になっている状況がある。

具体的には、

- 1) 報告書や伺い書について、手書きによる加筆や不適切な方法による訂正が極めて多数存在する
- 2) 未収債権の管理あるいは処理が不適切となっていた例がある
- 3) ガソリン給油について、企業局自身は単価契約を締結していないなどの状況があった。

上記2)は、結果として問題が表面化しなかったものの、債権管理のあり方が粗雑であったことを示す例であり、かかる債権管理のあり方が続けば場合によっては重大な結果につながるおそれもあるところ、直ちに再発防止策を検討する必要がある。

上記1) 3)はこれまで見過ごされてきたようであるが、客観的には理解しがたい状態であり、直ちに改めるべき事項である。

④ 漫然と続いている状態

人事異動がある大きな組織の中では、ときとして何となく前任者の事務処理がそのまま引き継がれていることがある。そして、問題意識が十分でなければ、従前の事務処理に問題があってもそのまま継続してしまう結果になる。

企業局においても、そのような状態と思われる例がいくつか認められた。

その具体例として、

- 1) 当初から契約期間の延伸が前提になっている契約について、入札時等当初にそれが明らかになる表示をせず、事後に延伸をした上で、債務負担行為として議会の議決を経るのではなく、企業局長による予算繰越の決定で済ませることが慣行となっていること
 - 2) 未登記のまま長年放置されている土地が多数あること
 - 3) 発電所内に所在する四国電力所有管理にかかる設備について使用許可の手続を経ない状態が継続していること
 - 4) 委託業務の報告書が極めて簡単な内容になっている例が散見されること
 - 5) 使用していない公舎、必要性が低い公舎について、有効活用がなされていない状態が続いていること
 - 6) 長安口ダム資料館について、有効活用がなされているとはいいがたい状態が続いていること
 - 7) 非効率な方法による現物管理がなされていること
- などが挙げられる。

それぞれの例についての問題点は、すでに述べたとおりである。
この機会にこれらの問題点をきちんと見直し、改めるべきは改める必要がある。

3 まとめ

以上のとおり、企業局の事務処理については、基本的には良好であるものの、一定の問題がある。

上記問題を解決し、さらによりよい事務処理により、健全な事業の実施を継続して頂きたい。